２　受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

（報告義務）

第11条の２　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1)　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2)　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3)　委託業務の処理に関し事故が生じたとき。